

北区障害者計画2021

令和3～8年度(2021～2026年度)

第6期北区障害福祉計画

第2期北区障害児福祉計画

令和3～5年度(2021～2023年度)

【概要版】



令和3年(2021年)3月

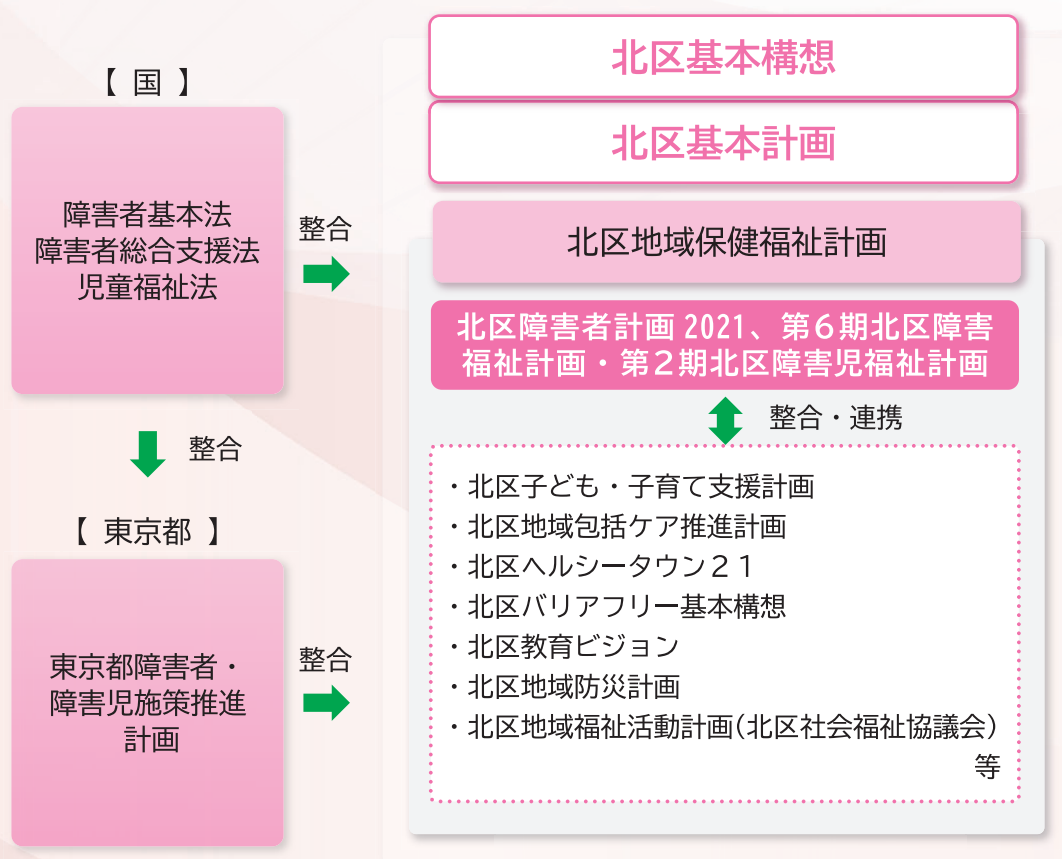
 北区

計画の位置付け

北区障害者計画2021は、区における障害者施策に関する基本計画としての性格を有し、基本理念のほか、広範な施策分野にわたって達成すべき目標を掲げており、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けています。

また、本計画は、区の将来像を描いた「北区基本構想」及びそれに基づく「北区基本計画」、区の地域福祉の基本的な方向性を示している「北区地域保健福祉計画」を上位計画とし、関連計画等との整合性を確保しながら、障害福祉施策の全般を総合的かつ計画的に進めるための計画です。

なお、策定に当たっては、障害者総合支援法、児童福祉法の規定に基づいて厚生労働大臣が定めた基本指針の内容を踏まえるとともに、東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」における障害者施策との整合性を図りました。



計画の期間

北区障害者計画2021は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。

北区障害者計画2021

基本理念

本計画では、これまでの北区障害者計画の理念を引き継ぎ、『一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして』を基本理念として掲げ、障害のある方が自ら選び、決め、行動する権利を最大限に尊重するとともに、必要な支援を受けながら、教育、就労、その他社会のあらゆる活動に参加し、すべての人々がお互いを尊重して支え合い、人としての尊厳をもって生き生きと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指します。

一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして

基本目標

基本目標1 自分らしく生き生きと暮らすために

障害があっても、自らの生活を自らの選択により作り上げ、生き生きと暮らすことができる地域社会を実現するために、必要なサービスにつなげる相談支援体制の充実、質の高い障害福祉サービス、保健・医療サービスの提供、障害のある子どもに対する支援の充実を進めます。

基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らすために

社会経済情勢の変化に伴い、ライフスタイルが多様化するなかで、障害のある人においても、住み慣れた地域で生活の質の向上を図れるように、障害の特性や能力に応じた就労の拡大や活動の機会の提供、住まいや日中活動の場の整備、安全で安心な暮らしの確保、多様な生き方を実現する社会参加の促進を進めます。

基本目標3 とともに支え合う地域社会をめざして

障害のある人もない人も地域で共に生活し、自由に社会参加できるように、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。また、障害や障害のある人に対する理解を促進するとともに、意思疎通の支援及び情報バリアフリーの取組を進め、地域での交流の輪を広げるこころのバリアフリーを推進します。

施策体系

基本目標	施策目標	主な事業
基本目標1 自分らしく生き 生きと暮らすた ために	(1)相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの整備・運営 ・地域活動支援センターの充実 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	(2)障害福祉サービス等の充実と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの充実 ・ショートステイ事業の充実 ・福祉人材の確保・定着
	(3)保健・医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者に対する支援の充実 ・医療的ケア児・者への支援の充実
	(4)障害のある子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの充実 ・放課後等デイサービスの整備 ・特別支援教育の充実
基本目標2 住み慣れた地域 で安心して暮ら すために	(1)障害のある人の就労の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援の充実 ・民間の通所施設の運営体制の支援
	(2)地域におけるサービス提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者グループホームの整備 ・地域生活支援拠点等の整備 ・生活介護施設の整備
	(3)安全・安心な暮らしの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後の生活支援体制の整備 ・災害時における障害者への情報提供及び支援の充実
	(4)文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の文化芸術活動の支援 ・障害者スポーツの推進
基本目標3 ともに支え合う 地域社会をめざ して	(1)福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基本構想の推進 ・障害者差別解消法の規定に基づいた職員対応要綱の遵守
	(2)こころのバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援事業の実施 ・障害者の差別を解消するための取組 ・虐待防止センターの充実

重点施策

重点施策	施策概要
1. 相談支援の充実	障害のある人一人ひとりの生活状態や障害特性に合わせて、ニーズを正確に把握し、そのニーズに合ったサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
2. 障害福祉サービス等の充実と質の向上	多様な選択が可能な社会にするための各種サービスの充実に加えて、サービス提供者の能力と知識の向上を図ります。
3. 障害のある子どもへの支援の充実	障害のある子どもに対し、乳幼児期から就学・就労までのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援を行います。
4. 障害のある人の就労の拡大	一般就労及び職場への定着を推進するとともに、福祉的就労を充実し、障害のある人の就労の場の確保を図ります。
5. 地域におけるサービス提供体制の整備	障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、グループホーム等の住まいや日中活動の場を確保し、地域での生活を支援します。
6. こころのバリアフリーの推進	障害のある人への差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する地域社会を実現するための環境づくりを進めます。

第6期北区障害福祉計画及び第2期北区障害児福祉計画

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けています。

成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和5年度末の施設入所者数	242人	令和元年度末時点(246人)から1.6%削減
令和5年度末までの地域生活移行者数	15人	令和元年度末の施設入所者の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標値		設定の考え方	
保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催		保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築	
令和5年度における精神障害者の利用者数	地域移行支援事業	12人	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ等を勘案し、利用者数の見込みを設定
	地域定着支援事業	12人	
	共同生活援助事業	50人	令和元年度末時点の利用者数 地域移行支援事業7人、地域定着支援事業5人 共同生活援助事業35人、自立生活援助事業3人
	自立生活援助事業	5人	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標値	設定の考え方
令和5年度末までに、区内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保	令和5年度末までに1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値		設定の考え方	
令和5年度中の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	83人 (1.27倍)	令和5年度中に、福祉施設から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(62人)の1.27倍以上	
内訳	就労移行支援事業からの移行者数	76人 (1.30倍)	令和5年度中に、就労移行支援事業から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(58人)の1.30倍以上
	就労継続支援A型事業からの移行者数	6人 (1.26倍)	令和5年度中に、就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(4人)の1.26倍以上
	就労継続支援B型事業からの移行者数	1人 (1.23倍)	令和5年度中に、就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(0人)の1.23倍以上

目 標 値		設定の考え方
令和5年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者の割合	7割	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所の割合	7割	令和5年度における就労定着支援事業による支援開始から1年後の就労定着率が8割以上の事業所の割合

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目 標 値		設定の考え方	
令和5年度末までに設置する数	児童発達支援センター	1か所	令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	2か所	令和5年度末までに、少なくとも1か所以上確保することを基本
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	6か所	令和5年度末までに、少なくとも1か所以上確保することを基本
	医療的ケア児等支援施設	1か所	医療的ケア児等を預かり、保育や療育を行うことができる施設を少なくとも1か所確保し、保護者の就労や生活の支援を図る
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		充実	令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置		充実	令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		配置	令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目 標 値	設定の考え方
基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の充実・強化等の取組を実施	令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

目 標 値	設定の考え方	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築	
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加	促進	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への区職員の積極的な参加を図る
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用・共有	年12回	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定

障害福祉サービスの見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	実利用者数(人)	689	704	718
		延利用量(時間)	9,184	9,380	9,576
	重度訪問介護	実利用者数(人)	50	51	52
		延利用量(時間)	19,577	20,652	21,779
	同行援護	実利用者数(人)	230	231	233
		延利用量(時間)	5,512	5,552	5,591
	行動援護	実利用者数(人)	28	29	31
		延利用量(時間)	598	628	657
	重度障害者等包括支援	実利用者数(人)	1	1	1
		延利用量(時間)	608	608	608
日中活動系サービス	生活介護	実利用者数(人)	606	619	631
		延利用量(人日)	11,607	11,843	12,078
	自立訓練(機能訓練)	実利用者数(人)	5	5	5
		延利用量(人日)	48	48	48
	自立訓練(生活訓練)	実利用者数(人)	46	48	51
		延利用量(人日)	718	753	788
	就労移行支援	実利用者数(人)	135	139	143
		延利用量(人日)	2,155	2,229	2,303
	就労継続支援(A型)	実利用者数(人)	74	76	77
		延利用量(人日)	1,307	1,333	1,360
	就労継続支援(B型)	実利用者数(人)	601	613	625
		延利用量(人日)	9,559	9,754	9,947
	就労定着支援	実利用者数(人)	54	55	56
	療養介護	実利用者数(人)	42	43	43
福祉型短期入所(ショートステイ)	実利用者数(人)	236	249	262	
	延利用量(人日)	1,685	1,851	2,032	
医療型短期入所(ショートステイ)	実利用者数(人)	23	25	26	
	延利用量(人日)	111	118	125	
サービス系 居住系	自立生活援助	実利用者数(人)	3	4	5
	共同生活援助(グループホーム)	実利用者数(人)	265	276	288
	施設入所支援	実利用者数(人)	248	246	244
サービス系 支援系 相談	計画相談支援	実利用者数(人)	441	451	460
	地域移行支援	実利用者数(人)	8	10	12
	地域定着支援	実利用者数(人)	8	10	12

地域生活支援事業の見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	5	5	5
	基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
	地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	件	50	50	50
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	4	4	4
	地域の相談機関との連携強化の取組	回数	8	8	8
成年後見制度利用支援事業		実利用者数(人)	10	10	10
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	検討	検討	検討
意思疎通支援事業	北区手話通訳派遣事業利用登録者	実利用登録数(人)	218	222	227
	北区手話通訳派遣事業利用件数	実利用件数(件)	2,351	2,399	2,447
	北区手話通訳派遣事業手話通訳者設置数	実設置数(人)	40	41	42
	手話通訳者・要約筆記派遣事業	実利用件数(件)	263	268	274

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	33	33	34
	自立生活支援用具	件	68	70	71
	在宅療養等支援用具	件	46	47	48
	情報・意思疎通支援用具	件	94	96	97
	排せつ管理支援用具	件	6,556	6,690	6,823
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	24	25	25
手話奉仕員養成研修事業		実講習修了者数(人)	156	159	162
移動支援事業	登録事業所数		263	274	296
	実利用者数(人)		609	648	689
	延べ利用時間		4,759	4,860	4,962
地域活動支援センター事業	箇所数		1	1	1
	利用登録者数(人)		419	433	447
広域的な支援事業		協議会開催回数	1	1	1
任意事業	身体障害者訪問入浴サービス事業	実利用者数(人/月)	32	33	34
	日中一時支援事業	実施箇所数	4	4	4
		実利用者数(人/月)	38	39	40
	身体障害者用自動車改造補助事業	実利用者数(人/年)	6	6	6
	障害者運転免許取得経費補助事業	実利用者数(人/年)	3	3	3

障害児通所支援等の見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数(人)		308	320	334
	延利用量(人日)		2,208	2,299	2,399
医療型児童発達支援	実利用者数(人)		12	12	13
	延利用量(人日)		50	52	54
放課後等デイサービス	実利用者数(人)		414	431	449
	延利用量(人日)		5,315	5,718	6,162
保育所等訪問支援	実利用者数(人)		5	5	5
	延利用量(人日)		120	120	120
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数(人)		3	3	3
	延利用量(人日)		72	72	72
障害児相談支援	実利用者数(人)		196	204	213
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		配置数(人)	1	1	1

北区障害者計画2021(令和3～8年度)

第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画(令和3～5年度) 【概要版】

発行・編集 北区健康福祉部障害福祉課

令和3年3月発行

〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22

刊行物登録2-1-128

電話：03-3908-9085

FAX：03-3908-5344